

# 新リース会計基準に関連する法人税法上の対応

## <改正のポイント>

### (1)趣旨・背景

2024(令和6)年9月13日に企業会計基準委員会は、我が国リース会計基準について国際的な整合性の観点等から、借手側におけるオペレーティング・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を廃止するなど主要な改正点とする「リースに関する会計基準」等(以下、「新リース会計基準」)を公表した。

税制改正大綱において、税法上の取り扱いは従来と大きな変更がなく、新リース会計基準の適用後において会計との乖離が生じることが明らかになった。

### (2)内容

税制改正大綱で示された内容によると、借手の税法上のリース取引及びリース以外の賃貸借取引の取り扱いについては従来の取り扱いから大きな変更はない。

会計処理において、新リース会計基準を適用する場合には税法上の処理との不一致について税務申告書において調整を実施する必要がある。

# 1. 新リース会計基準が適用される企業の実務のポイント

## (1) 新リース会計基準の適用時期

2027(令和9)年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首(※1)から適用される。

※1 2025(令和7)年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から早期適用可能

## (2) 新リース会計基準の影響

新リース会計基準を適用する企業が行うリース取引の借手の会計処理(※2)に影響がある。

なお、新リース会計基準を適用する企業としては以下の企業が想定される。

- ・上場企業など金融商品取引法の適用を受ける企業グループ各社
- ・会社法上の大会社など会計監査人を設置する企業
- ・上記以外で自主的に適用する企業

※2 リース取引の貸手の会計処理は、以下の点を除いて変更がなく基本的には従来の会計基準の定めが踏襲される。

- ・収益認識に関する会計基準との整合性を図る点、
- ・リースの定義及びリースの識別

# 1. 新リース会計基準が適用される企業の実務のポイント

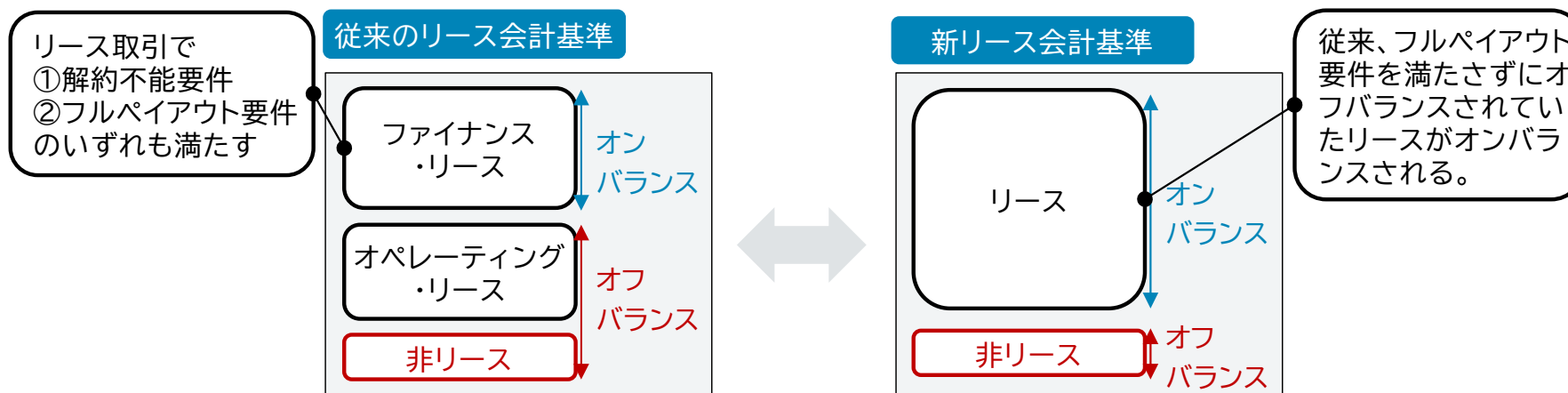
## (2) 新リース会計基準の影響

新リース会計基準を適用する企業の借手のリース取引の会計処理は以下の通りである。

- 新リース会計基準では、従来の基準のオペレーティング・リース取引についても、原則として「使用権資産」及び「リース負債」が計上される(※1)。

※1 短期リース・少額リースの要件を満たす場合、オフバランス処理が可能。

- 従来、会計基準の対象外だった役務提供が組み込まれた取引も新リース会計基準の適用対象になる。



その他、以下の影響も検討する必要がある。

- 「リース期間」の定義が変更され、リース開始後に(事後的に)「リース期間」が変更となる場合がある。
- 「使用権資産」が減損対象となる。
- リース契約を網羅的に把握し、継続的に管理する仕組み(システム等)が必要となる。
- 経営指標への影響(IR、中期経営計画、予算など)も考慮する必要がある。

# 1. 新リース会計基準が適用される企業の実務のポイント

## (3) 新リース会計基準の適用における実務上のポイント

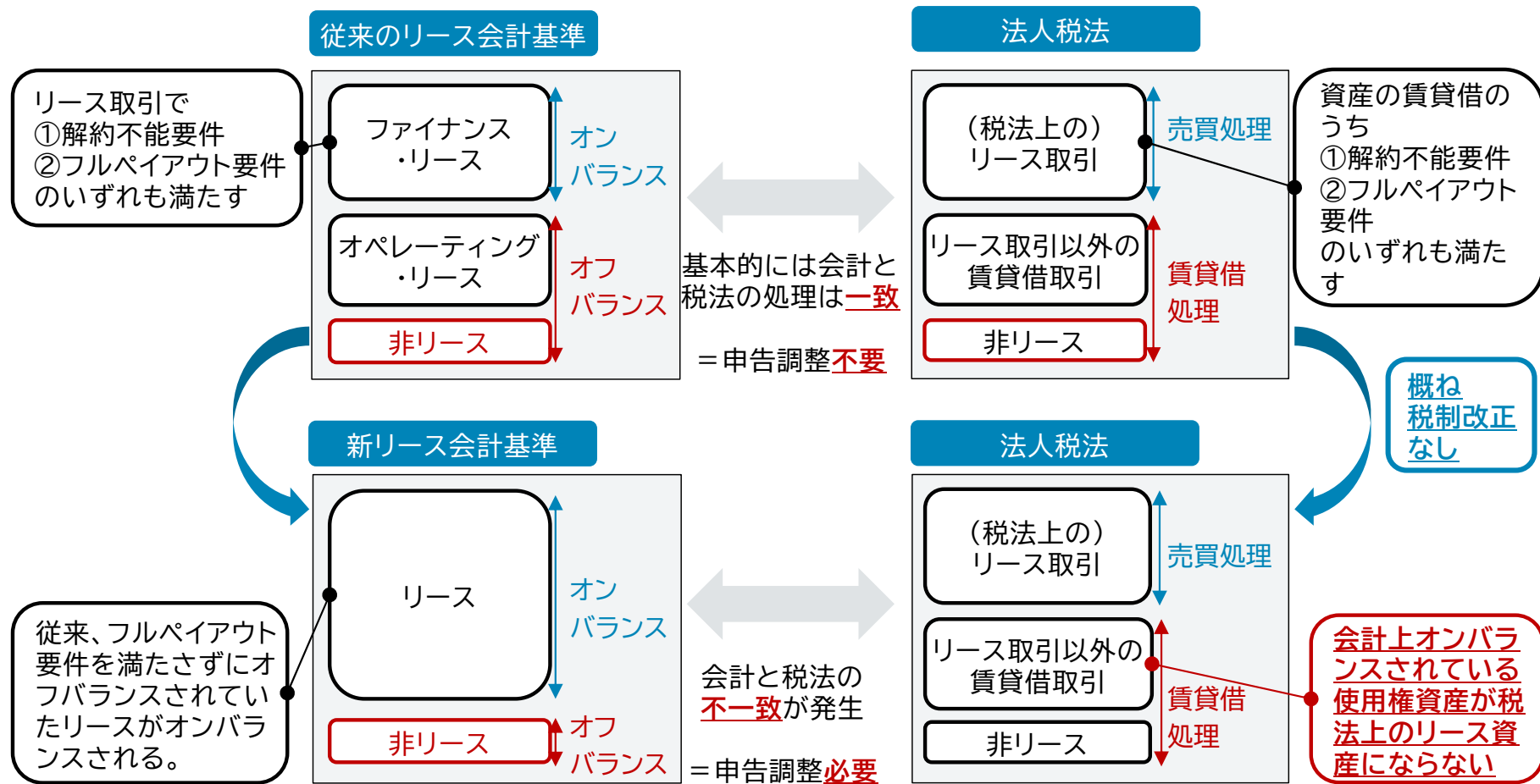
新リース会計基準を適用する企業の実務上対応を要する主な事項は以下の通りである。

項目		対応事項
会計・業務	影響度調査	<ul style="list-style-type: none"><li>・<b>新リース会計基準の対象となる契約の特定</b></li><li>・会計基準変更時の影響額の検討</li><li>・開示への影響の検討</li></ul>
	会計方針検討	<ul style="list-style-type: none"><li>・新リース会計基準適用後の会計方針の検討、確定</li><li>・会計方針の文書化</li><li>・開示方針の検討</li></ul>
	業務プロセス検討	<ul style="list-style-type: none"><li>・会計方針に従った認識、測定を行うための内部検証体制の整備</li></ul>
税務	情報収集	<ul style="list-style-type: none"><li>・税制改正の動向について情報収集</li></ul>
	影響度調査	<ul style="list-style-type: none"><li>・会計基準と法人税法の処理の違いの影響の検討</li><li>・消費税法に関する影響の検討</li></ul>
	申告プロセス検討	<ul style="list-style-type: none"><li>・<b>法人税申告、消費税申告時の数値集計プロセスの検証</b></li></ul>
IT		<ul style="list-style-type: none"><li>・新リース会計基準適用後のシステム利用方針の検討</li><li>・システム更改や導入の必要性の検討</li></ul>

# 1. 新リース会計基準が適用される企業の実務のポイント

## (4) 税務上のポイント

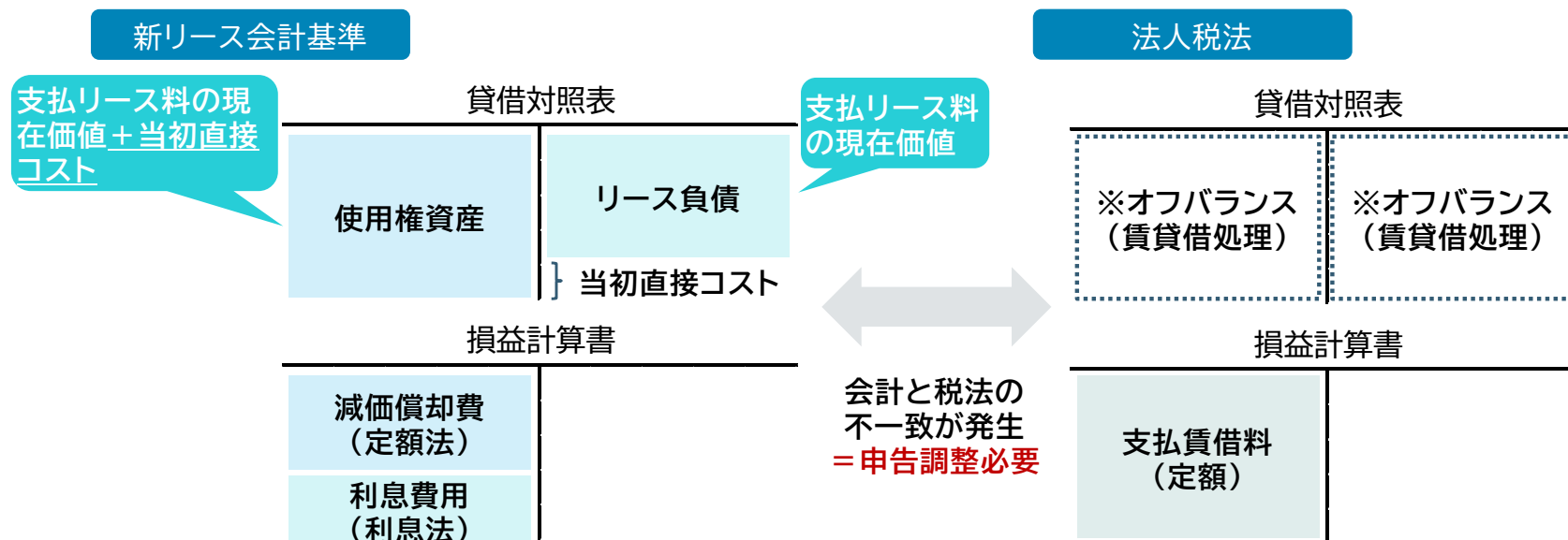
新リース会計基準を適用する企業の借手のリース取引の会計及び税務処理の違いは以下の通りである。



# 1. 新リース会計基準が適用される企業の実務のポイント

## (4) 税務上のポイント

- 新リース会計基準では、従来の基準のオペレーティング・リース取引についても、「使用権資産」及び「リース負債」が計上される。「使用権資産」は減価償却費により費用配分を行い、「リース負債」はその負債に係る利息相当額を原則として利息法により配分する。
- 法人税法上はオペレーティング・リース取引について従前通り「賃貸借処理」によることから、会計と税法が不一致となり申告調整が必要となる。申告調整について次頁以降に例示している。



- 事業税の外形標準課税に関して、従来通り、法人税の所得の計算上損金の額に算入されるオペレーティング・リース取引のリース料は、支出事業年度の支払賃借料として取り扱われる。
- 法人税法上の取り扱いに変更はないため、「取引相場のない株式」の評価に影響はないと考えられる。

# 1. 新リース会計基準が適用される企業の実務のポイント

## (5) 設例による解説

- オペレーティング・リース取引(税務上のリース以外の賃貸借)について仕訳例は以下の通りである。

### 【前提条件】

- ・リース期間:5年(合理的に確実な期間)
- ・リース料総額:60,000千円(毎年の支払リース料:12,000千円)
- ・割引率:2%
- ・顧客及びサプライヤーは、契約はリースを含むと判断した
- ・所有権移転条項及び割安購入選択権:なし
- ・借手の付随費用:ゼロ
- ・借手の見積残存価額:ゼロ

### <金額の算定>

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	総額	
リース料	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	60,000	リース負債 56,562
割引年数	1	2	3	4	5		支払済のリース料 0
現在価値	10,869	11,086	11,308	11,534	11,765	56,562	付随費用 0
							<b>使用権資産 56,562</b>

単位:千円

### <会計処理及び税務上の処理>(1年目)

※仕訳例は一例であり、会計処理、税務処理のプロセスも勘案して検討することが望ましい。

	新リース会計基準(会計上の仕訳)	法人税法(税務上の仕訳)
取得時	(借方) 使用権資産 56,562千円 (貸方) リース負債 56,562千円	
支払時	(借方) 支払リース料 12,000千円 (※1) (貸方) 現金預金 13,200千円 (借方) 仮払消費税等 1,200千円	(借方) 支払賃借料 12,000千円 (貸方) 現金預金 13,200千円 (借方) 仮払消費税等 1,200千円
決算時	(借方) 減価償却費 11,312千円 (※2) (貸方) 使用権資産 11,312千円 (借方) リース負債 10,869千円 (貸方) 支払リース料 12,000千円 (借方) 支払利息 1,131千円 (※3)	

(※1) 設例では消費税額計算の観点も考慮し「支払リース料」を支払時の勘定科目としたうえで、決算時にリース負債と支払利息に振り替える仕訳とした。

(※2) 使用権資産56,562千円÷5年≒11,312千円 (※3) リース負債 56,562千円×2%≒ 1,131千円

### <別表調整>(1年目)



# 1. 新リース会計基準が適用される企業の実務のポイント

## (5) 設例による解説

<会計処理及び税務上の処理> (2年目) ※仕訳例は一例であり、会計処理、税務処理のプロセスも勘案して検討することが望ましい。

	新リース会計基準(会計上の仕訳)	法人税法(税務上の仕訳)
支払時	(借方) 支払リース料 12,000千円 (借方) 仮払消費税等 1,200千円	(貸方) 現金預金 13,200千円 (借方) 支払賃借料 12,000千円 (借方) 仮払消費税等 1,200千円
決算時	(借方) 減価償却費 11,312千円 (借方) リース負債 11,086千円 (借方) 支払利息 914千円 (※4)	(貸方) 使用権資産 11,312千円 (貸方) 支払リース料 12,000千円

(※4) リース負債 (56,562千円 - 10,869千円) × 2% = 914千円

<別表調整> (2年目)



<会計処理及び税務上の処理> (3年目) ※仕訳例は一例であり、会計処理、税務処理のプロセスも勘案して検討することが望ましい。

	新リース会計基準(会計上の仕訳)	法人税法(税務上の仕訳)
支払時	(借方) 支払リース料 12,000千円 (借方) 仮払消費税等 1,200千円	(貸方) 現金預金 13,200千円 (借方) 支払賃借料 12,000千円 (借方) 仮払消費税等 1,200千円
決算時	(借方) 減価償却費 11,312千円 (借方) リース負債 11,308千円 (借方) 支払利息 692千円 (※5)	(貸方) 使用権資産 11,312千円 (貸方) 支払リース料 12,000千円

(※5) リース負債 (56,562千円 - 21,955千円) × 2% = 692千円

<別表調整> (3年目)





# 1. 新リース会計基準が適用される企業の実務のポイント

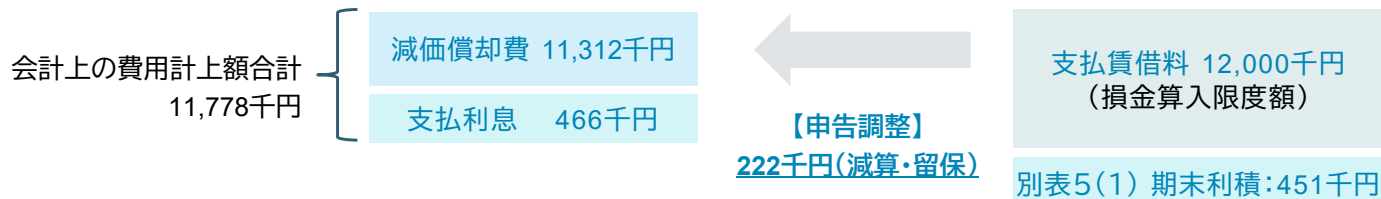
## (5) 設例による解説

<会計処理及び税務上の処理> (4年目) ※仕訳例は一例であり、会計処理、税務処理のプロセスも勘案して検討することが望ましい。

	新リース会計基準(会計上の仕訳)	法人税法(税務上の仕訳)
支払時	(借方) 支払リース料 12,000千円 (借方) 仮払消費税等 1,200千円	(貸方) 現金預金 13,200千円 (借方) 支払賃借料 12,000千円 (貸方) 現金預金 13,200千円 (借方) 仮払消費税等 1,200千円
決算時	(借方) 減価償却費 11,312千円 (借方) リース負債 11,534千円 (借方) 支払利息 466千円 (※6)	(貸方) 使用権資産 11,312千円 (貸方) 支払リース料 12,000千円

(※6) リース負債 (56,562千円 - 33,263千円) × 2% = 466千円

<別表調整> (4年目)



<会計処理及び税務上の処理> (5年目) ※仕訳例は一例であり、会計処理、税務処理のプロセスも勘案して検討することが望ましい。

	新リース会計基準(会計上の仕訳)	法人税法(税務上の仕訳)
支払時	(借方) 支払リース料 12,000千円 (借方) 仮払消費税等 1,200千円	(貸方) 現金預金 13,200千円 (借方) 支払賃借料 12,000千円 (貸方) 現金預金 13,200千円 (借方) 仮払消費税等 1,200千円
決算時	(借方) 減価償却費 11,314千円 (※7) (借方) リース負債 11,765千円 (借方) 支払利息 235千円 (※8)	(貸方) 使用権資産 11,314千円 (貸方) 支払リース料 12,000千円

(※7) 設例では端数処理に伴う調整を行った。

(※8) リース負債 (56,562千円 - 44,797千円) × 2% = 235千円

<別表調整> (5年目)

